

令和2年5月9日

関係各位

九州共立大学

学長 奥田 俊博

### 本学における新型コロナウイルス感染防止の取組について

本学学生の新型コロナウイルス感染防止の取組については、日常生活の中での感染を防止するため、新型コロナウイルス感染が収束するまで、友人同士の食事や飲み会・カラオケなどの3密（密閉・密集・密接）状態の回避、クラブ・サークルの新歓コンパや合宿・旅行の禁止をお願いしました（令和2年4月2日（木）付「授業開始延期に伴う感染防止対策・自学自習等について（お願い）」）。また、本学の学生、教員、事務職員に、感染症予防の一環として、4月24日（金）から5月7日（木）の2週間、セルフ健康チェックへの協力をお願いしました（令和2年4月15日（水）付「授業再開に向けてのセルフ健康チェックについて」）。

本学においては、新型コロナウイルス感染低減の取組として、4月7日（火）に発令された緊急事態宣言および4月13日（月）に行われた福岡県知事の休業要請に基づき、4月15日（金）から5月2日（土）まで、可能な範囲で本学教職員の在宅勤務を実施し、また、本学学生の学内入構を5月6日（水）まで原則禁止にしてきました。

また、当初5月7日（木）からの対面授業の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、5月末日まで遠隔授業を実施することにいたしました。

このたび、5月4日（月）に発令された緊急事態宣言の延長を受け、本学では、新型コロナウイルス感染防止のために、5月末日まで下記の取組を実施いたします。関係者の皆様におかれましては、かなりの制限を設けることにより、なにかとご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 大学等への休業要請に伴う本学勤務体制について

国の緊急事態宣言の延長を受け、これまで実施してきた取り組みを延長するとした福岡県の発表を受け、本学の勤務体制は、在宅勤務期間を5月30日（土）まで延長し、教職員の通勤を控え在宅勤務を基本とします。なお、学生指導および通常の学校運営を維持するために必要な教職員は出勤のうえ職場勤務とします。また、在宅勤務が通常業務運営に支障を生じる場合は、学科長、課長等の指示により、出勤のうえ職場勤務とします。

## 2. 学内における新型コロナウイルス感染防止の取組

本学では、この間、学内施設における消毒液の設置や学内施設のドアノブ等への抗菌・抗ウイルス対応の消毒剤の塗布を行ってまいりました。本学では、今後、本学教員・事務職員へのセルフ健康チェックの徹底、本学学生に対するセルフ健康チェックの推進（教育実習に参加する学生、軽運動が認められたクラブに所属する学生はセルフ健康チェックを義務といたします）等の感染防止の取組を進めてまいります。

## 3. 本学学生の学内入構、クラブ・サークルの合宿・旅行等について

- (1) 本学学生の学内入構につきましては、5月末日まで原則禁止とします。
- (2) 友人同士の食事やカラオケなどの3密状態になる行為やクラブ・サークルの合宿・旅行を5月末日まで禁止します。

## 4. 本学学生の学内入構禁止の例外について

本学学生の学内入構につきましては、5月末日まで原則禁止といたしますが、下記の場合におきましては、学生の入構を所定の手続きを経た上で認めます。詳細につきましては、関係部署にお問い合わせください。

- (1) **履修登録および遠隔授業を受講するために本学のパソコン等の端末を利用する必要がある学生**

自宅等でスマートフォンやパソコン等の準備ができない学生のために、学内のパソコンの一時利用を認めます。

一時利用の方法について、履修登録については、本学HP「履修登録における学内のパソコンの一時利用について（5月5日（火）付掲載）」をご参照ください。

- (2) **課外活動において、軽運動が認められた学生**

本学における課外活動については、5月末日まで禁止としていますが、大学近隣の公園等で自主練習をしている学生に対する近隣住民の不安解消を図るため、学内の体育施設を開放し、自主的な練習（軽運動に限定する）を認めることとします。ただし、①大学周辺に居住している部活生に限る、②1日2時間を限度とする、③各クラブの規模により人数を制限する、④セルフ健康チェックや3密を防ぐ等の感染対策を講じる、⑤学生支援部長の許可を得る、これらの条件を満たしたクラブの学生のみとします。

なお、この措置により、近隣の公園等における自主練習については一切禁止とします。

**(3) 就職活動において、事前に本学の教員・事務職員の指導が必要と認められた学生**

就職活動にあたり、本学所定の履歴書の配布、エントリーシートの作成の相談など、就職活動に必要な支援は引き続き行っています。入構禁止期間にサポート等を受けるにあたっては、キャリア支援課に事前に連絡してください。

**(4) 教育実習等において、事前に本学の教員・事務職員の指導が必要と認められた学生**

教育実習担当の教員および教職担当事務職員から電話等により、連絡をいたします。感染防止対策の上、来学し、対面での指導を受けてください。

**【事務局問合せ】**

①履修登録・遠隔授業・教育実習等に関すること

教務課 (093-693-3042・3252・3073)

②課外活動に関すること

キャリア支援課 (093-693-3003)

③就職活動に関すること

キャリア支援課 (093-693-3161)

③施設・設備等教育環境に関すること

総務課 (093-693-3046)